

第2節

市民と行政が一体となった 協働のまちづくり



市民協働のまちづくりの推進

現状と課題

- 近年、市民の価値観は、物の豊かさから心の豊かさを重視するライフスタイルへと変化し、市民ニーズも高度化・多様化しています。また、地方分権の進展により地域の特性に応じた自主的なまちづくりが求められています。一方、ボランティアやNPO¹などによる社会参加活動が活発となってきており、市民のまちづくりに関する意識が高まっています。
- 市民と行政の協働体制の基礎づくりとして、これまで、「みんなで協働のまちづくりシンポジウム」をはじめ、地域課題の解決方法を演習し、地域におけるリーダー養成を目指す「地区別ワークショップ²」や市民活動団体の支援を行う「NPOセミナー」を実施してきました。

今後も、行政の透明性を高め、情報の共有化を図るとともに、これらの取組を連携させながら、市民・行政双方の協働関係を重視した仕組みづくりを進める必要があります。

- 市民の声を行政に反映させるため、引き続きパブリックコメント³を実施するほか、市民懇談会の実施や各種計画策定の際、策定委員会等の委員公募にも取り組んでいます。

施策の体系

市民協働のまちづくりの推進

- (1) 協働のシステムづくり
- (2) 市民の自治意識の高揚
- (3) 幅広い市民参画機会の充実

¹ NPO Non Profit Organization の略。利益を目的としない組織（民間非営利団体）のこと。

² ワークショップ 参加者が、専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会もしくは、自主的活動方式で行う講習会。

³ パブリックコメント 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きのこと。

施策の内容

(1) 協働のシステムづくり

今後ますます、自己決定・自己責任のもとで行動する「自主・自立の行政運営」が求められています。複雑で多様化する行政課題の解決や、公共サービスの質の向上には、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組んでいく必要があることから、市民と行政がお互いの立場を尊重し、相互理解を深めるとともに、町内会や市民による地域づくり団体である地区市民委員会・まちづくり市民会議、また、「新しい公共」の担い手として期待されるNPO等への支援と連携を図るなど、協働体制を整えていきます。

(2) 市民の自治意識の高揚

地域社会の抱える問題をそこに住む住民自らが解決し、住みよい環境を築き上げようとする自治意識を高める必要があります。

「自分たちのまちは自分たちが創る」という自発的、自立的な意識の醸成を図るため、「協働のまちづくりワークショップ」や、市民からの提案事業の実施に向けて検討していくなど、引き続き、市民の協働に対する意識啓発に努めます。

(3) 幅広い市民参画機会の充実

様々な計画等の策定時には、積極的な情報の提供を行うとともに、策定委員会等の委員公募の充実や会議の公開など、政策形成過程への市民参加を推進します。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
NPO法人設立数	23法人	35法人	個別	◎	◎	◎
【考え方】市民との協働によるまちづくりへの取組成果を表す指標です。現在のNPO法人数の50%以上の増加を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
協働の仕組みづくりの推進	・様々な協働の担い手への情報提供、人材育成、意識啓発など連携強化

施策を推進する主な所管部署

○行政経営課 ○市民活動課

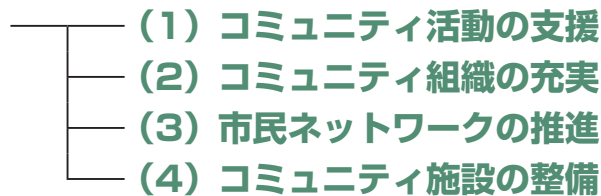
心豊かな生活を営めるコミュニティの形成

現状と課題

- 都市化による居住環境の変化、個人の生活を重視するライフスタイルの進行などにより、地域における連帯意識が希薄化し、これまで以上に地域のつながりやふれあいによる活動が求められています。
- 活力ある地域活動を形成するためには、地域コミュニティの根幹をなす町内会や公民館を中心とした活動、市民による地域づくり活動に対する支援、活動の拠点となる環境の整備に対する支援等も必要です。また、住民が相

互交流を図り活発なコミュニティ活動を行うためには、地域のふれあい活動や課題解決、地域づくりに取り組むコミュニティ団体などの組織の充実も必要です。

施策の体系

心豊かな生活を営める
コミュニティの形成

施策の内容

(1) コミュニティ活動の支援

コミュニティ意識の啓発、リーダーの育成や情報の提供などに努めるとともに、地域の活力を高める活動に対する支援策の充実を図ります。

(2) コミュニティ組織の充実

町内会や地区市民委員会など地域の活動に重要な役割を担うコミュニティ組織の充実を図ります。

(3) 市民ネットワークの推進

地区コミュニティセンターを拠点とし、地域内の市民相互の交流と融和を図るとともに、住みよいまちづくりの推進を目指し、更なる市民ネットワークの推進を図ります。

(4) コミュニティ施設の整備

地域住民の活動や交流の場である地域公民館については、コミュニティ活動の重要な拠点となっており、地域住民の合意及び必要性に基づき整備に対する支援を行います。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
町内会（自治会）加入率	89.55%	90%	個別	◎	△	◎

【考え方】コミュニティの形成状況を表す指標です。組織の充実を目指し、90%の加入率を目指します。

主要事業

事業名	事業の概要
コミュニティ活動の推進	・地域の活力を高める活動に対する支援事業
コミュニティ施設の整備	・地域コミュニティ施設新築等補助事業

施策を推進する主な所管部署

○市民活動課

一人ひとりの暮らしを豊かにするボランティア活動の促進

現状と課題

○ボランティアへの関心は近年様々な分野で高まってきており、その果たす役割も、地域社会づくりにとってますます重要となっています。

また、一方では、ボランティア活動に関心があっても、参加するきっかけがつかめないことも多く、ボランティアに関する情報収集や人材育成に努めるなど、活動支援体制を拡充していくことが必要です。

○市民参加による各種ボランティア活動を推進するため、活動参加の啓発と豊富なボランティア情報を提供し、多くの選択肢の中から、活動を選ぶことのできる環境を整備することが必要となります。

○人材バンクの活動回数は順調に進捗している一方で、減少傾向が見受けられる登録者数については、新たな人材の育成・確保を図る必要があります。

■土浦市ボランティア連絡協議会登録団体一覧

No	団体名	No	団体名
1	七草の会	13	新治ふれあいボランティア
2	六好会	14	大畑そば愛好会
3	こもれびの会	15	下坂田そば愛好会
4	やまびこの会	16	土浦朗読の会
5	たまき会	17	土浦手話の会
6	ふたば会	18	ひまわりの会
7	コスモスの会	19	土浦市更生保護女性会
8	さくら会	20	たんぼぼの会
9	かすみ会	21	土浦美容ボランティア
10	むつみの会	22	土浦市シルバーリハビリ体操指導士の会
11	よつわの会	23	美々の会
12	紫峰会		

資料：土浦市社会福祉協議会

施策の体系

一人ひとりの暮らしを豊かにするボランティア活動の促進

- (1) ボランティア活動に関する学習機会の充実と育成支援
- (2) ボランティア情報の提供とPR
- (3) ボランティア活動の場の充実

施策の内容

(1) ボランティア活動に関する学習機会の充実と育成支援

ボランティア活動への関心や興味の水準を上げるため、体験的な活動の場を提供するなど、若い世代に早くからボランティア活動の学習の機会を提供する環境を整えていきます。また、社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターでは、活動を行う際に必要な知識、技術の習得を図るための各種養成講座を開催するなど、ボランティア育成に努めており、より一層の活性化を促していきます。

(2) ボランティア情報の提供とPR

ボランティア活動広報紙の発行や市の市民活動情報サイトでの情報提供など、広報活動を積極的に進めるとともに、ボランティア関係団体とのネットワークを推進します。

(3) ボランティア活動の場の充実

ボランティア活動に関する情報提供や、支援を必要としている人とのマッチングを行うコーディネーターの活用などにより、ボランティアの活動の場の拡充に努めます。

なお、ボランティア登録者については、コーディネーター役である社会福祉協議会ボランティアセンターの活用により、活動の活発化を図ります。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
人材バンク制度 ¹ 登録者数	47人	60人	個別	◎	○	◎
【考え方】まちづくりに対する市民の自発的活動の状況を表す指標です。団塊の世代などの退職者が多く見込まれる中で、学習活動における指導者としてより多くの市民に活躍してもらうことを目標とします。						
人材バンク活動回数	102回/年	150回/年	個別	◎	○	◎
【考え方】まちづくりに対する市民の自発的活動の状況を表す指標です。登録者一人に対し、年間2回以上の活動が行われることを目標とします。						
ボランティアセンター年間登録者数	1,774人	1,925人	個別	◎	◎	◎
【考え方】市民が主役のまちづくりの実現状況を表す指標です。年間30名程度の増加目標とします。						
ボランティア養成講座修了者数	156人	200人	個別	◎	◎	◎
【考え方】市民が主役のまちづくりの実現状況を表す指標です。時代の要請に応える新規講座の開催と既存講座のさらなる創意工夫により修了者の増加を目標とします。						
生涯学習ボランティア団体の数	2団体	8団体	個別	◎	◎	◎
【考え方】市民が主役のまちづくりの実現状況を表す指標です。市民の学習活動を支援するボランティア活動のため、各公民館でボランティア団体を育成することを目標とします。						

¹ 人材バンク制度 これまで身につけたり学んだりしてきた様々なことを「今度は自らが講師となって教えてみたい」と思っている方に登録していただき、それを学びたい方やグループなどに紹介することで、市民の皆様の生涯学習活動を支援する制度。

主要事業

事業名	事業の概要
ボランティアの育成	・ ボランティアセンター事業の充実
市民活動情報サイトの充実	・ 市民活動情報サイト「こらぼの」の内容充実

施策を推進する主な所管部署

○市民活動課 ○生涯学習課 ○社会福祉協議会

行政の透明化を進める情報提供の推進

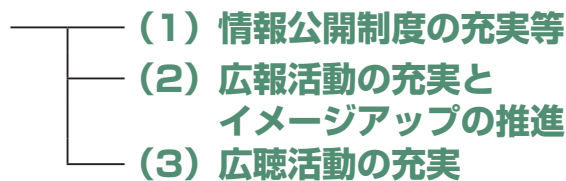
現状と課題

- 情報化社会の進展に対応する自治体業務の電子化が課題となっています。
- 情報公開条例及び個人情報保護条例の制定やパブリックコメントの実施等により、市保有の行政情報に市民が接する機会が増え、情報に関する諸制度の適正な運用と充実が求められています。

- 「広報つちうら」、ケーブルテレビ、インターネット等を利用した情報発信の充実と「こんにちは市長さん」「Eメールによる市政提言」等による、市民からの要望・相談等に対して、迅速な対応と情報の共有化が必要です。
- 「マイシティつちうら」やホームページの充実を図り、一層の情報提供に努めます。

施策の体系

行政の透明化を進める 情報提供の推進



施策の内容

(1) 情報公開制度の充実等

情報公開条例と個人情報保護条例を適正に運用するとともに、情報公開制度と個人情報保護制度の充実に努めます。

さらに、新たな施策の立案や制度の導入などに当たっては、パブリックコメントを活用するなど、広く市民からの意見を求めます。

(2) 広報活動の充実とイメージアップの推進

「広報つちうら」をはじめ、ケーブルテレビ、インターネットなどの媒体を活用した効果的な情報発信や、新聞、テレビなど報道機関への積極的な情報提供に努めます。

また、市の魅力を戦略的に発信することにより、市民一人一人が誇れるとともに、誰もが土浦に来てみたくなるような、市のイメージアップの推進に努めます。

(3) 広聴活動の充実

市政に対する意見・要望・相談等については、公平・的確かつ迅速な対応を図り、その内容等を公表することにより、市民の行政に対する信頼確保と情報の共有化に努めます。

また、「こんにちは市長さん」「市民懇談会」「模擬議会」「市民満足度調査」などを通して、市民の意向の把握に努めます。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
土浦市ホームページアクセス件数	59万回／年	120万回／年	個別	○	○	◎

【考え方】 広報活動の充実への取組を表す指標です。現状値の倍の数値を目標とします。

主要事業

事業名	事業の概要
広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙の充実とわかりやすい情報の充実 ・ ケーブルテレビ、インターネット等多様な媒体を活用した情報の発信 ・ イメージアップ戦略¹
広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種懇談会の実施・審議会等の市民委員の公募 ・ パブリックコメント制度による市民の意見の反映

施策を推進する主な所管部署

○行政経営課 ○広報広聴課 ○総務課



花火を見上げる私とつちまる
(大岩田小4年 中村凜音)



土浦市のきれいな花火
(右俣小2年 川路帆乃夏)

¹ イメージアップ戦略 都市の持つ魅力を磨き上げ、地域資源や様々な可能性を内外に発信する取組。近年、その取組の一つである「シティプロモーション」に取り組む自治体が増えている。

男女共同参画社会づくりの推進

現状と課題

○近年、男女共同参画の視点に立った法制度整備が進んでいます。しかし、性別による固定的役割分担意識は、依然として家庭・地域・職場等に残っているのが現状です。

このような状況を見直し、男女共同参画社会の形成を住民一人一人が自らの問題として捉え、身近なところから意識改革に取り組む必要があります。

○市民の意識改革に向け平成23年度に男女共同参画推進条例を制定し、平成24年度に男女共同参画都市宣言を行いました。

○男女共同参画社会の実現には、市民一人一人が社会のあらゆる分野に参画し、責任を担うことが求められております。しかし、女性が政策・方針決定の場へ参画する機会は限られており、就労の場においても女性の能力に対する正当な評価や女性の働く権利が十分保障されているとはいえないのが現状です。男性については、仕事と家庭生活や地域活動との両立ができる仕組みづくりが求められています。

○個人が、能力を発揮してあらゆる分野において活躍し、社会的責任を果たしていくためには、心と身体の健康づくりが必要です。

審議会等における女性委員の割合

(各年1月1日現在)

区分 年	全委員数 (人)			付属機関における委員数 (人) 【地方自治法 202 の 3】			行政委員会における委員数 (人) 【地方自治法 180 の 5】			その他の委員会等における委員数 (人) 【市規則・要綱】		
	うち女性	割合 (%)		うち女性	割合 (%)		うち女性	割合 (%)		うち女性	割合 (%)	
19	1,287	273	21.21	420	79	18.81	55	6	10.91	812	188	23.15
20	1,304	304	23.31	439	91	20.73	54	6	11.11	811	207	25.52
21	918	225	24.51	421	91	21.62	42	6	14.29	455	128	28.13
22	999	255	25.53	367	80	21.80	42	6	14.29	590	169	28.64
23	1,004	249	24.80	400	88	22.00	41	5	12.20	563	156	27.71
24	976	253	25.92	420	97	23.10	42	8	19.05	514	148	28.79

資料：男女共同参画課

施策の体系

男女共同参画社会づくりの推進

- (1) あらゆる手段による意識づくり
- (2) 行動に移す環境づくり
- (3) 予防と保護の環境づくり

施策の内容

(1) あらゆる手段による意識づくり

男女共同参画の視点から意識や慣行の見直しをするために、男女共同参画意識の啓発・広報活動を推進するとともに、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重や男女平等を促進する教育・学習環境の充実、家庭での性別役割分担意識の改善に関する研修や講座などの拡充に努めます。

また、国際交流を進め、国際的視点に立った男女共同参画に関する行動や考え方の理解を深めます。

さらに、各種施策の実施にあたっては、条例を活かし実効性の向上に努めます。

(2) 行動に移す環境づくり

市民一人一人があらゆる分野で男女共同参画社会の実現に向けた行動を起こし、生きがいと活力ある生活を実現することができるよう、環境整備や能力向上に努めるとともに、日常生活における負担の軽減や援助を必要とする家庭が自立した生活を営むための支援の充実を図ります。

(3) 予防と保護の環境づくり

生涯を通じた心と身体の健康づくりを支援します。

また、誰もが共に認め合い、安心して心豊かな生活を送れるよう、あらゆる人権侵害や暴力の防止と被害者支援の充実を図ります。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
市の審議会等に占める女性委員の構成割合	25.9%	30.0%	計画	◎	◎	◎
【考え方】男女共同参画社会の実現状況を示す指標です。これまで以上に市の政策・方針等を決定する場に女性の参画機会を拡大するために、女性委員の構成割合を30%以上にすることを目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 第3次男女共同参画推進計画の推進 後期計画の策定

施策を推進する主な所管部署

○男女共同参画課

人権を尊重する意識の醸成と平和意識の啓発

現状と課題

- 市民一人一人が互いの人権を尊重し共に生きる社会の実現を目指すために、人権教育・人権啓発を推進するとともに相談及び支援体制を整備することが必要です。
- 平成22年度、人権施策推進基本計画を策定し、総合的かつ計画的な人権教育・啓発の取組を進めています。
- 非核平和都市宣言を踏まえ、市民一人一人が平和に関する意識を高め、戦争のない平和な世界を求める取組を推進する必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 人権尊重の社会づくり

児童生徒の人権感覚や人権意識を醸成するために、教職員の人権に対する理解と意識・指導力を高め、教育活動の充実を図ります。

市民一人一人が互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指し、人権感覚や人権意識の醸成・啓発に努めるとともに、学校・家庭・地域・企業など関係機関と連携し、学校教育や生涯学習などの様々な機会を通して人権教育を推進します。

(2) 平和の推進

平和の大切さを発信できる児童生徒の育成、平和に関する資質の啓発に努め、平和希求の心を養う平和教育を推進します。

広島市平和記念式典への中学生代表等の参加、原爆パネル展、非核平和宣言都市看板の設置などを進め、意識啓発を推進します。また、戦争体験資料などの収集・保存に努めます。

主要事業

事業名	事業の概要
人権及び平和の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権と平和のつどい開催 ・広島平和記念式典への中学生代表等の参加

施策を推進する主な所管部署

- 総務課
- 生涯学習課
- 指導課

市民の国際感覚と国際理解の促進

現状と課題

○市内に居住する外国人は、滞在の長期化や家族滞在等の傾向にあり、地域社会への定住化が進んでいます。

こうした国際化が進行する中で、異なる文化や考え方を互いに理解し合い、豊かな国際感覚を持つ人材を育成するためには、市民レベルでの幅広い国際交流が重要です。

また、友好都市であるドイツ・フリードリッヒスハーフェン市との交流に加え、平成21年4月には、中学生交換交流事業をきっかけとしてアメリカ・パロアルト市と姉妹都市の締結を行いました。

今後は、姉妹都市交流などを通じてさらに国際理解を深める必要があります。

○本市に居住する外国人は、平成24年4月1日現在、3,545人で、人口の約2.5%を占めています。外国人が多く居住する一部の地域では、日本人との生活習慣の違いなどによるトラブルが課題となっています。

こうした中、平成24年7月には、これまでの外国人登録制度が廃止され、日本人と同じく住民票が作成されるようになりました。

今後は、外国人も同じ土浦市民として、それぞれの異なる文化や考え方をお互いに理解し合い、共に地域づくりをしていくことが求められています。

○市民の幅広い視野と豊かな国際感覚の育成のため、社会体験や姉妹都市等との交流を進めることが必要です。

また、異なる文化や考え方を認め合う多文化共生社会¹の実現のため、外国人との交流の機会づくりや国際理解の学習を推進することが重要です。

施策の体系

市民の国際感覚と国際理解の促進

- (1) 国際交流の推進
- (2) 多文化共生の推進
- (3) 国際理解の推進

¹ 多文化共生社会 異なる文化を持つ集団が存在する社会において、それぞれの集団が「対等な立場で」扱われるべきだという考え方または政策。

施策の内容

(1) 国際交流の推進

国際理解のための講座やイベントなどを通して、市民の国際感覚を高め、国際相互理解を推進します。

また、姉妹都市パロアルト市や友好都市フリードリッヒスハーフェン市との関係を深め、より一層、交流の充実を図ります。

(2) 多文化共生の推進

本市に居住する外国人が、安心して暮らせる環境づくりをめざして、民間団体による日本語教室の開催や外国語ハンドブックの充実、行政情報の翻訳などを進めます。

また、外国人の地域社会への参加を促し、異文化に対する相互理解を図ります。

(3) 国際理解の推進

土浦市国際交流協会等の民間団体と連携し、中学生の交換交流や市民の国際理解を深めるための講座の実施などにより、市民の国際化に対応する能力の向上を図ります。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
国際交流スタッフ・ボランティア人数 (人口1,000人当たり)	0.39人	1.00人	個別	◎	○	◎
【考え方】国際交流の推進状況を示す指標です。国際交流や多文化共生の担い手としてボランティア活動に参加できる環境の充実を図り、人口1,000人当たり1.0人を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
国際化への対応	・多文化共生の推進に関する指針の策定

施策を推進する主な所管部署

○市民活動課

